

様式第四（第四十六条の四関係）

特定商取引に関する法律第五十八条第一項に基づく

クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために業務提供誘引販売業を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から 20 日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を発した時から生じます。
- (3) その際、業務提供誘引販売業を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 商品の引取りに要する費用は業務提供誘引販売業を行う者の負担になります。
- (5) 商品の代金が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、業務提供誘引販売業を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

＜クーリング・オフの対象となる契約＞

契約者名：

契約締結日：

契約内容：

契約金額：

業務提供誘引販売業を行う者の名称

印

住所

電話番号

担当者氏名

（備考）

- 一 施設を利用し又は役務の提供を受ける権利を販売する契約の場合は、省令第四十六条の四第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために業務提供誘引販売業を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から 20 日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を発した時から生じます。
- (3) その際、業務提供誘引販売業を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 権利の代金が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、業務提供誘引販売業を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

二 役務提供契約の場合は、省令第四十六条の四第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために業務提供誘引販売業を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から 20 日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を発した時から生じます。
- (3) その際、業務提供誘引販売業を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 役務の対価が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、業務提供誘引販売業を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。